三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の四において準用する指定通所支援基準第五十四条の八の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条又は第百七十一条に規定する基準を満たしていること。

五　この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第五十四条の八第一号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第二号中「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第四号中「及び指定障害福祉サービス等基準」を「並びに指定障害福祉サービス等基準」に改め、「通いサービス、」の下に「指定障害福祉サービス等基準第百六十三条の二の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準第百七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正）

第三条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。